

# 電波監理審議会令案の概要

## 1. 概要

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）第1条の規定による改正後の電波法（昭和25年法律第131号）第99条の15の規定に基づき、電波監理審議会の組織及び委員その他電波監理審議会に関し必要な事項について定める。

## 2. 規定事項

### （1）特別委員（第1条）

電波監理審議会に、電波の有効利用の程度の評価を行わせ、又は特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができることとする。

### （2）部会（第2条）

電波監理審議会に、部会を置くことができることとする。

### （3）議事（第3条）

電波監理審議会の部会の議事について規定する。

### （4）庶務（第4条）

電波監理審議会の庶務は、総合通信基盤局総務課において処理する。

## 3. スケジュール

閣議：令和4年8月26日

施行：電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和4年10月1日）